

通所介護事業 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	笛吹市社会福祉協議会 石和通所介護事業所
所在地	笛吹市石和町下平井 578 番地
事業所指定番号	1971800055 号
管理者	鈴木 裕太
連絡先	笛吹市社会福祉協議会 石和通所介護事業所 電話 055-230-5552
サービス提供地域	笛吹市及び笛吹市に隣接する市町

2 事業所の運営方針

当事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減に努めるとともに、適切な通所介護サービスの提供を行います。

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日及び祝祭日、 但し 5 月 5 日及び年末年始の 12 月 31 日～翌年 1 月 3 日は除く。
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
サービス提供時間	午前 9 時 15 分～午後 4 時 30 分 (但し、天候等により、サービス提供時間を短縮することがあります。)

4 事業所の職員体制等

管理者（介護職員兼務）	1 名
生活相談員	1 名以上
看護職員（機能訓練指導員兼務）	1 名以上
介護職員	5 名以上

5 通所介護サービスの主な内容

送迎・健康状態の確認・食事・入浴・日常生活の援助・個別機能訓練等を行います。

6 利用料金

利用料金は、「通所介護利用者負担金」「各種加算及び減算」及び「その他の利用者負担金」の合計金額になります。

（１）通所介護利用者負担金

通所介護利用者負担金（利用者の要介護度に応じた利用料金）は、介護保険の基本料金に「介護保険負担割合証」に表示されている負担割合を乗じた額となります。なお、介護保険料の滞納等が生じた場合は、厚生労働省の基準に従った負担割合になります。

大規模型（Ⅰ）通所介護費	介護度	利用者負担額 (1割の方)	利用者負担額 (2割の方)	利用者負担額 (3割の方)
5時間以上6時間未満	要介護1	544円	1,088円	1,632円
	要介護2	643円	1,286円	1,929円
	要介護3	743円	1,486円	2,229円
	要介護4	840円	1,680円	2,520円
	要介護5	940円	1,880円	2,820円
6時間以上7時間未満	要介護1	564円	1,128円	1,692円
	要介護2	667円	1,334円	2,001円
	要介護3	770円	1,540円	2,310円
	要介護4	871円	1,742円	2,613円
	要介護5	974円	1,948円	2,922円
7時間以上8時間未満	要介護1	629円	1,258円	1,887円
	要介護2	744円	1,488円	2,232円
	要介護3	861円	1,722円	2,583円
	要介護4	980円	1,960円	2,940円
	要介護5	1,097円	2,194円	3,291円

(2) 各種加算及び減算

① 利用1回につきの額

	1割の方	2割の方	3割の方
入浴介助加算(Ⅰ)	40円加算	80円加算	120円加算
中重度者ケア体制加算	45円加算	90円加算	135円加算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円加算	44円加算	66円加算
送迎を行わない場合片道	47円減算	94円減算	141円減算
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56円加算	112円加算	168円加算

② 要介護者1ヶ月あたりの加算額

介護職員処遇改善加算Ⅰ	月の利用総単位の9.2%×負担割合
-------------	-------------------

(3) その他の利用者負担金

次にあげる利用料金は、利用者の負担となります。

- ① 食費 1食あたり、750円（おやつ代を含む）
- ② おむつ 紙パンツ、おむつは、必要に応じてお貸しいたしますのでお返してください。
- ③ 看護職員の処置等利用者に対する薬剤（軟膏類、湿布等）及び医療材料（ガーゼ、絆創膏等）は、利用者に持参していただきます。
- ④ ①から③のほか、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とします。
- ⑤ その他の利用者負担金の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得ることとします。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

(4) 利用料の支払方法

利用料金は1ヶ月毎に計算し、翌月27日に利用者指定の指定口座より振り替えさせていただきます。

7 サービス利用に関する留意事項

(1) 利用者の都合により、利用予定日前に利用中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合は、サービスの実施日の前日までに申し出て下さい。

(2) 当日迎えに伺った時点で利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料をいただくことがあります。なお、キャンセル料金は、当日の自己負担相当額となります。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(3) 当日の利用者の心身の状況により、実際の通所介護の提供がやむを得ず短くなった場合は、計画上の利用料金をいただくことがあります。また、降雪等の急な気象状況の悪化により、やむを得ず、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要し、サービス提供時間内に影響が生じた場合においても、計画上の利用料金をいただくことがあります。

(4) 健康上の理由によるサービス提供の中止等

① 風邪、病気（感染症含む）の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

② 当日の健康チェックの結果、体調が悪いと思われるときは、サービスの内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族に連絡し、必要に応じて速やかに主治医等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

③ サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振り替えることが出来ます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振替できませんのでご了承ください。

(5) 医療的処置の実施

医療的処置については、主治医からの指示を基本とし実施いたしますが、創傷等の処置に関しましては、看護師の判断で行なう場合があります。

8 虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため必要な措置を次のとおりとします。

(1) 虐待防止に関する責任者 管理者 鈴木 裕太

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備を行っています。

(4) 職員に対して、虐待を防止するための研修を定期的に行っています。

(5) 笛吹市包括支援センター、警察等との虐待等における通報先との連携や協力に努めます。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 衛生管理等

- (1) 指定通所介護施設、食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

11 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するために必要な措置を次のとおりとします。

- (1) ハラスメントに対する法人責任者 事務局長 小尾 恭一
- (2) 暴言・暴力・ハラスメントに対し組織、地域で適切な対応を図ります。
- (3) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発、普及するための研修を実施しています。
- (4) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、その職員に対してあった場合には契約の解除だけでなく、法的な措置と共に損害賠償を求める事があります。

13 苦情の受付について

- (1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
 - ①苦情受付窓口 (担当者) 鈴木 裕太
 - ②受付時間 月曜日～土曜日(午前8時30分～午後5時30分)
 - ③電 話 055-230-5552 fax 055-230-5554

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ① 笛吹市 保健福祉部 介護保険課 電話：055-261-1903
② 山梨県国民健康保険団体連合会苦情担当窓口 電話：055-233-9201

14 緊急時、事故発生時の対応

利用者に病状の急変など緊急の事態や事故が発生した場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、必要な措置を講じます。なお、高齢者が日常生活でけが等を生じる状況につきまして、別紙（「高齢者の身体的特徴等により日常生活などでけが等がおきる状況」）をご参照いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ①主治医： 連絡先
②協力医療機関： 連絡先
③緊急連絡先：氏名 連絡先
氏名 連絡先

15 損害賠償

サービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合には、この限りではありません。なお、利用者の傷害補償などの損害賠償保険に加入しています。

16 第三者評価

外部業者による第三者評価は実施していません。

令和 年 月 日

通所介護サービス契約の締結にあたり、重要事項を説明いたしました。

事業者 所在地 笛吹市石和町下平井 578 番地
名 称 笛吹市社会福祉協議会 石和通所介護事業所
説明者 氏 名 印

サービス契約の締結に当たり重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所
氏 名 印

代理人 住 所
氏 名 印